

手数料の返戻金制度について

当社の紹介した求職者が労働契約に基づく業務を開始した日より、6ヶ月以内に自己都合の退職または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人事業者に返戻いたします。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 50%
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 10%

ただし、以下の場合、返戻金制度は適用されません。

- 1. 派遣期間を経ってから直接雇用に移った場合には、この返戻金制度は適用いたしません。
求人事業者と当社との個別の契約において、異なる取り決めを行う場合がございます。
- 2. 退職に至った理由が、入職前に提示された労働条件と入職後の労働条件が入職後著しく異なっていた場合や、求人側の都合による解雇、明らかな求人者の責である場合は返戻金の対象外となります

返戻金制度は有料職業紹介基本契約書により、別の定めをする場合があります。

許可番号：13-ユ-309141

エンブリッジ株式会社

東京都中央区京橋一丁目14-10 高木ビル4階